

平成 28 年 3 月

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

**「りそな MMF(マネー・マネージメント・ファンド)」
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、追加型証券投資信託「りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」(以下、「本ファンド」といいます。)につきまして、平成 4 年 6 月 30 日の設定以来、安定した収益の確保を目指して運用を行ってまいりましたが、昨今の超低金利下において、本ファンドの商品性を維持した運用がさらに困難となることが予想されることから、諸般の事情を総合的に勘案した結果、信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りましたので、信託約款の「信託契約の解約」条項に基づき、平成 28 年 4 月 28 日付にて信託終了(繰上償還)を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、法令に基づき、平成 28 年 3 月 4 日から平成 28 年 4 月 4 日までの期間、上記の信託終了(繰上償還)に対する異議申立てを受付けておりますが、平成 28 年 3 月 4 日正午までに本ファンドの取得をお申込みになり、これに伴い取得した受益権が対象となります。それ以降に取得した受益権については異議申立ての対象とはなりません。また、異議申立ての受益権の合計口数が、平成 28 年 3 月 4 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託終了(繰上償還)は行いません。

敬具

記

■信託終了(繰上償還)に係る異議申立ての手続きおよび日程

- | | | |
|----------------|---------------------------------|--------------|
| ①法定公告日 | 平成 28 年 3 月 4 日 | 日本経済新聞の朝刊に掲載 |
| ②異議申立期間 | 平成 28 年 3 月 4 日～平成 28 年 4 月 4 日 | |
| ③信託終了(繰上償還)予定日 | 平成 28 年 4 月 28 日 | |

本ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上